

不審電話にご注意ください（平成28年9月23日）

1件目：平成28年9月8日（木） 桜井市発生分

【事例】

9月8日午前10時ごろ、桜井市在住の後期高齢者医療被保険者（女性）宅へ桜井市役所職員と名乗る人物から電話があった。「平成22年から平成27年分の医療費の給付金26,365円が発生している。8月31日が申請期限となっており、書類を送ったもののまだ手続きができていないので連絡した。これまでも2回ほど連絡をしたが留守だった」との話であった。電話を受けた被保険者は普段あまり留守にすることもないため違和感を覚えたが、「年金等の振込みをしている口座があるので、そこに振込んでほしい」と話して電話を切った。

その後、すぐに口座のある金融機関のキタガワを名乗る人物から電話が入り、「振り込み手続きをするため、一番近くの〇〇〇店のATMに行ってくれ」と言われたが、「息子に車で送ってもらうので、本店に行く」と答え、「〇〇〇店のATMでないとダメ」と言われた。被保険者が「それなら自宅に毎月集金しに来てくれる担当の人に書類を預けてほしい、集金日に記入の仕方を教えてもらいながら書類を書く」というと「その行員とは部署が違う」と断られた。

そして「何時ごろにATMに来られるか？」と聞かれたので、「11時30分ごろ」と答え、「その時間は先約があるので11時45分にしてほしい」と言われた。「ATMに着いたら連絡してほしい」と言われ、キタガワの携帯番号を教えてもらい、さらに「誰からの電話かわからないと困るので電話番号を教えてください」と言われたので教えてしまった。

ATMに着きキタガワに連絡すると、現在使われておりませんとのメッセージが流れたため不審に思い、金融機関に問い合わせたところキタガワという行員はいないとのことであった。

被保険者が息子と相談したところ、市役所に行って直接聞いた方が良いと言われたため、午前11時50分ごろ市役所に来庁し、事件が発覚した。

【対応】

桜井市では提出期限が過ぎていたとしてもATMに行くようにとの話は絶対にないと説明した。

被保険者は以前にも詐欺にあっており、今も月々返済しているという。さらに今回は携帯電話の番号も教えてしまっているため警察へ届け出るように指導、市役所からも警察へ連絡した。

その後、被保険者も桜井署の刑務課へ相談に行かれた。桜井署は今回の事案

についてはこれ以上の被害拡大の恐れはないと判断したものの、交番や金融機関へ警戒を呼び掛けることになった。

2件目：平成28年9月8日（木） 桜井市発生分

【事例】

桜井市在住の女性に対し、南都銀行のキタガワという人物から「前期高齢者の還付金が過去5年間分で25,000円くらいある。桜井駅構内の南都銀行のATMに午後1時ごろ通帳とキャッシュカードを持って行ってくれ」との電話があった。桜井支店や北出張所等を指定されなかったことを疑問に思い、南都銀行へ問い合わせたところ、キタガワという行員はいなかった。

さらに書類の出し忘れはないはずだとは思いつつも9月8日午前11時45分ごろ市役所に確認の電話を入れ、本件が発覚した。

【対応】

桜井市ではATMに行くようにとの指示は絶対出さないことを説明した。

3件目：平成28年9月8日（木） 桜井市発生分

【事例】

桜井市民宅に桜井市役所保険医療課ミヤタと名乗る人物から「平成22年から平成27年分の還付がある。どこの金融機関の通帳を持っているか」との電話があり、電話に出た妻が「ゆうちょ銀行」と答えるといったん電話が切れた。

間もなくまた電話があり、「ゆうちょならここの指定のATMへ行くように」と言い、ミヤタと名乗る人物の携帯番号を教えるとともに、妻の携帯番号を聞き出そうとしてきた。

そばで聞いていた夫が不審に思い、妻と電話をかわって話を聞いていくと、「そしたら還付はいらないんですね」と言って電話が切れた。

午後4時10分ごろ、夫が確認のため桜井市役所に確認の電話をし、本件が発覚した。

【対応】

桜井市の保険医療課にはミヤタという職員はいないことを説明。今回の事件では被害がなかったことを確認するとともに詳細を桜井署に報告することの同意を取り、今後も気を付けるよう助言して対応を終えた。

4件目：平成28年9月8日（木） 桜井市発生分

【事例】

午前11時ごろ桜井市の後期高齢者医療被保険者（女性）宅にミヤタと名乗る人物から「3月に還付金が発生しているとの書類を送ったのに返信がないので連絡した」との電話があったが、被保険者はそんな書類を受け取った覚えはなく不審に思い、午後4時40分ごろ市役所に確認の電話をして本件が発覚。

【対応】

桜井市はそのような書類を送っておらず、詐欺だと思われるので気を付けるよう説明した。

桜井市では同じような事件が相次いだことから、今後の振り込め詐欺対策として警察署との連携を密にするとともに、市役所内の来庁者から目立つ場所に還付金詐欺への注意書を掲示し、注意を呼び掛けている。